

基本診療料の施設基準等及び特掲診療料の施設基準等に関する事項

1、入院基本料に関する事項

- 一、 当病院では、1人の看護職員の受け持ち入院患者数は、1日平均で、10人以内です。また、看護職員のうち、7割以上は看護師です。

2、付添看護に関する事項

- 一、 当病院では、患者様の負担による付添看護を行っておりません。

3、入院時食事療養に関する事項

- 一、 入院時食事療養（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は18時以降）、適温で提供しています。

厚生労働大臣が定める院内掲示が必要な手術の件数

令和7年1月1日～令和7年12月31日

1、区分1に分類される手術		手術の件数			手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件	イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件	エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件			
2、区分2に分類される手術			イ	水頭症手術等	0件
ア	靱帯断裂形成手術等	0件	エ	尿道形成手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件	カ	肝切除術等	0件
オ	角膜移植術	0件			
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件			
3、区分3に分類される手術			イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ア	上顎骨形成術等	0件	エ	パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0件
ウ	母指化手術等	0件	カ	食道切除再建術等	0件
オ	内反足手術等	0件			
キ	同種腎移植術等	0件			
4、区分4に分類される手術					
胸腔鏡下または腹腔鏡下による手術		0件			
その他の区分に分類される手術					
5、人工関節置換術		0件	6、乳児外科施設基準対象手術		0件
7、ペースメーカー移植術		8件	8、ペースメーカー交換術		4件
9、冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術					0件
10、経皮的冠動脈形成術			13、胃瘻造設術		0件
急性心筋梗塞に対するもの		1件	14、胃瘻閉鎖術		0件
不安定狭心症に対するもの		1件			
その他のもの		3件			
11、経皮的冠動脈粥腫切除術		0件			
12、経皮的冠動脈ステント留置術					
急性心筋梗塞に対するもの		3件			
不安定狭心症に対するもの		4件			
その他のもの		12件			

基本診療料の施設基準

・一般病棟入院基本料	(内訳等) 急性期一般入院料6 様式10の6・90日を超えて入院する患者の算定:有	(一般入院)第199号
・地域包括ケア病棟入院料2	(内訳等) 看護職員配置加算	(地包ケア2)第26号
・身体的拘束最小化推進体制加算		(拘束小)第23号
・救急医療管理加算		(救急医療)第5号
・診療録管理体制加算2		(診療録)第37号
・医師事務作業補助体制加算1	(内訳等) 区分:20対1補助体制加算	(事補1)第3号
・急性期看護補助体制加算	(内訳等) 区分:25対1(看護補助者5割以上) 看護補助体制充実加算1	(急性看護)第58号
・重症者等療養環境特別加算		(重)第65号
・医療安全対策加算2	(内訳等) 医療安全対策地域連携加算2	(医療安全2)第42号
・感染対策向上加算2	(内訳等) 連携強化加算	(感染対策2)第12号
・データ提出加算1	(内訳等) 200床未満	(データ提)第40号
・入退院支援加算1	(内訳等) 入院時支援加算	(入退支)第128号
・継続的に質上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準		(入減免)第145号
・電子的診療情報連携体制整備加算3		(外医DX3)第58号
・電子的診療情報連携体制整備加算2		(入医DX2)第20号

特掲診療料

・糖尿病合併症管理料	(糖管)第4号
・がん治療連携指導料	(がん指)第16号
・医療機器安全管理料1	(機安1)第13号
・検体検査管理加算(Ⅱ)	(検Ⅱ)第54号
・CT撮影及びMRI撮影	(C・M)第192号
・心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	(心Ⅰ)第20号
・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)	(脳Ⅱ)第192号
・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	(運Ⅰ)第87号
・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)	(呼Ⅰ)第98号
・ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(電池交換を含む)	(ペ)第80号
・大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	(大)第28号
・救急外来医学管理料3	(救外3)第27号
・救急外来医学管理料の注7に規定する院内トリアージ実施体制加算	(トリ体)第23号
・胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(胃瘻造嚥)第12号
・時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	(歩行)第28号
・下肢末梢動脈疾患指導管理加算	(末梢)第17号
・人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)	(人工腎臓)第11号
・導入期加算1	(導入1)第7号
・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算(内訳等)慢性維持透析濾過加算	(透析水)第48号
・腎代替療法診療体制充実加算	(腎診充)第39号
・外来化学療法加算2	(外化2)第34号
・外来腫瘍化学療法診療料2	(外化診2)第1号
・せん妄ハイリスク患者ケア加算	(せん妄ケア)第4号
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算	(在宅充)第321号
・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注3に規定する遠隔モニタリング加算	(遠隔持陽)第90号
・心不全再入院予防継続管理料1及び2	(心再予1)第12号
・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)の注5	(外在ベⅠ注)第730号
・入院ベースアップ評価料101	(入ベ101)第1号
・看護職員処遇改善評価料62	(看護処遇62)第1号

入院時食事療養

・入院時食事療養(Ⅰ)	(食)第417号
-------------	----------

保険外併用療養費に関する事項

特別の療養環境の提供

当病院では、特別の療養環境の提供を行う病室（特別室等）があります。
そのベッド数及び料金については以下の通りです。

差額ベッド料金表

（消費税込）

病 室 番 号	定 員	設 備	料 金 (円)
518	1名	A	5,500
117	1名	B	4,400
502	2名	B	4,400
302・303	各1名	C	3,300
設 備 の 内 容			
Aタイプ	バス・トイレ・洗面所・応接セット・ミニキッチン		
Bタイプ	バス・トイレ・洗面所・応接セット		
Cタイプ	バス・トイレ・洗面所・小机		

当病院には、患者様の希望に応じて特別の療養環境を提供する病室がございます。
個室を希望される方は、1日につき上記の負担をお願い致します。
尚、上記以外にも個室はございますが、感染症及び重症の患者様を優先とさせていただきます。

患者様や病院の都合で、個室を希望されていても急な移動もありえますので、予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、遠慮なくお尋ね下さいませ。

保険外負担に関する事項

当院では以下に掲げる項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

（消費税込）

おむつ代	30円～200円	クリアスルー	1,100円
洗濯代	55円～330円	リハデイズ	200円
ガーゼねまき代	1,500円	エナジーアシストQ10	6,640円
エンジェルウェイ	4,000円	理髪代	2,000円
文書料（証明書）	330円 ～ 2,750円		
文書料（診断書）	1,100円 ～ 33,000円		
証明書貼付用写真	330円		
診察券再発行手数料	100円		
ティッシュ	110円		

文書料金の詳細については受付にお尋ねください

管理者 地方独立行政法人 北松中央病院
病院長 東山 康仁

院内感染防止に留意し、感染防止対策チームを常設し、各部署の責任者を主とした院内感染対策委員会を設置しています。

主な活動内容として以下に掲載します。

- 1) 院内感染委員会を定期的開催し、感染防止に係る会議を行います。
- 2) 全職員を対象として感染に関する研修会を年2回開催します。
- 3) 感染対策マニュアル・ガイドラインの改訂を定期的に行い感染防止に努めます。
- 4) 院内感染リンクナースを設け、感染に関する具体的な活動の支援をします。
- 5) 広域スペクトラムを有する抗菌薬及び抗MRSA薬の使用を管理します。
- 6) 耐性菌等の情報を把握し、耐性菌の発生や拡大を防止します。
- 7) 佐世保市総合医療センターと連携し、地域の感染防止対策に努めます。
- 8) 新興感染症発生時に患者を受け入れる医療機関です。

医療安全管理について

当院では、医療安全管理者等による相談及び支援を受けることができます。

また当院では、診療情報の提供に際し(1)口頭、(2)説明文書、(3)診療記録の開示等、適切な方法により診療情報を提供する体制を整えています。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年6月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成26年4月1日より、明細書を無料発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にて、その旨お申し出ください。

下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院では、下肢末梢動脈疾患に関するリスク評価及び指導管理を行い、必要に応じて専門的な治療体制を有している佐世保市総合医療センターへ紹介を行います。

病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組について

当院では以下の通り病院勤務医の負担軽減策を実施しております。

- 1) 修学金貸与制度による勤務医候補の育成
- 2) 非常勤当直医の確保
- 3) 医師事務作業補助者の育成
- 4) 短時間正規雇用医師の確保
- 5) 医師と医療従事者の業務分担
- 6) 連続して当直を行わない体制構築

電子的診療情報連携体制整備加算のお知らせ

当院はオンライン資格確認等システムを運用しています。

○当院では診療報酬オンライン請求を行っています。

○オンライン資格確認を行う体制を有しています。

○医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。

○マイナ保険証利用を促進する為、お声掛けやポスター掲示を行い、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

○電子処方箋の発行及び国等が提供する電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを今後導入する為に準備を進めております。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療に努めます。正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用にご協力をお願いします。

また当院においては、患者さんの状態に応じ28日以上 of 長期の投薬が可能です。

・28日以上 of 長期の投薬

・リフィル処方箋の交付のいずれかが可能です。

※尚、当院では主に長期の投薬をご案内しています。

院内トリアージ実施に関して

当院では、救急受診される患者さんに対し、院内トリアージを行っております。

トリアージとは、病気の緊急度を決定し診療の優先順位を決定することです。そのため来院順に診療する体制とは異なり、緊急度（優先順位）の高い患者さんを優先的に診療することがあります。場合によっては、後から来院された患者さんを先に診療することがありますが、ご理解いただきますようお願い致します。

長期収載品の選定療養に関して

後発医薬品のある医薬品で、先発品（長期収載品）での処方を希望される場合、選定療養の仕組みが導入され特別の料金が発生する場合があります。詳しい説明が必要な場合は、総合受付にてお尋ねください。

身体的拘束最小化の取り組みに関して

当院では、多職種による身体的拘束最小化チームを設置し、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない取り組みを行っております。

身体拘束実施率

令和7年度	令和8年 4月～6月	令和8年 7月～9月	令和8年 10月～12月	令和8年 1月～3月
	5.9%	7.4%		

＊安全を確保しながら、身体拘束を回避できるようにより良い実践について日々検討し、患者さんの尊厳の保持や安心のために院内全体で取り組みを行っている指標となります。

当院は、敷地内禁煙となっています。
当院は、保険医療機関の指定を受けています。

地方独立行政法人 北松中央病院における 個人情報の取り扱いについて

地方独立行政法人 北松中央病院では、患者様個人の人格を尊重する医療機関として、業務上知り得た全ての個人情報を、個人情報保護法及び院内規定(地方独立行政法人 北松中央病院個人情報保護規則)に則り、下記の通りに取り扱い、患者様等から信頼される医療機関であるよう努力していきたいと考えております。

記

1. 当院では、患者様の個人情報を下記の目的で利用させて頂きます。下記の内容は、同意があったものとして取り扱いをさせて頂きます。これ以外の目的で利用させて頂くことが生じた場合には、改めて患者様等の同意を戴きます。尚、下記の項目で、不都合がありましたら遠慮なくナースステーションへお申し出下さい。できるだけ患者様のご意向に沿うよう最大限の努力をさせて頂きます。

◆病院内での利用目的

- A: 患者様に提供する医療サービス B: 医療保険事務 C: 入退院の病棟管理 D: 医療事故等の内部報告
E: 会計・経理 F: 当該患者様の医療サービスの向上 G: **外線電話のお取次ぎ**
H: **お見舞い・面会のご案内** I: その他訪問看護ステーション・居宅支援事業所との連絡

◆病院外への情報提供

- A: 他の病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との連携
B: 他の医療機関等からの照会への回答 C: 患者様の診療の為、外部の医師等の意見・助言を求める場合
D: 検体検査業務の委託・その他の業務委託 E: ご家族への病状説明 F: その他、患者様への医療機関に関する利用
G: 当院での医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務及びその委託 H: 審査支払い機関へのレセプト(診療報酬明細書)の提出 I: 審査支払い機関または保険者からの照会への回答 J: 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知 K: 医師賠償責任保険などに係る医療に関する専門の団体・保険会社等への相談または届出等 L: 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出・照会への回答
M: 審査支払機関又は保険者への照会 N: その他、医療・介護・労災保険及び、公費負担医療に関する診療請求のための利用

◆その他、医療機関の管理運営業務に関する利用

- A: 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料 B: 当院内で行われる医療実習への協力
C: 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究 D: 外部監査機関への情報提供

2. 当院では、誤認(患者様取り違え等)防止の医療安全上の観点から、患者様のお名前を下記の通りに取り扱いさせて頂きます。

- A: 外来待合室、診療室、検査室、病棟病室内、院内薬局、会計窓口ではお名前をお呼び致します。
B: 病室の入り口及び、ベッド、点滴等の医薬品には、お名前を表示致します。
C: 緊急を要する場合には、患者様あるいはそのご家族、お付添いの方を院内放送でお呼びすることがあります。
D: 上記3項目(2-A、2-B、2-C)でご都合の悪い方は、遠慮なく職員へお申し出下さい。その際、できるだけ患者様のご要望にお応えすべく、最大限の努力をさせて頂きます。

3. 当院では、上記項目1、2以外で、ご本人の承諾がない限り、個人情報を第三者に提供することはありません。

4. 患者様の個人情報は、いつでも開示・訂正・追加または、削除のお申し出ができます。お申し出があった場合には、ご本人であることを確認し、登録された情報の開示・訂正・追加・削除を院内の委員会で検討を行います。

5. 適応除外について

当院では、患者様の個人情報を上記の通り適正に取り扱いますが、(A)法令等に定めがあるとき、(B)ご本人様または第三者の生命、身体又は、財産の保護のために必要と判断した場合に、緊急かつやむを得ない時のいずれかに該当する場合には、上記の取り扱いを適応しない場合がありますので、予めご了承下さい。

6. ビデオカメラの設置

当院は、防犯上の観点(不審者・不審物等)から出入りに24時間録画付きビデオカメラを設置しております。

7. 個人情報の安全管理

当院では、患者様からお預かりした個人情報について、漏洩・滅失・盗難又は毀損を防止するために、厳重な安全管理対策を実施致します。尚、業務遂行上、やむを得ず個人情報の取り扱いを外部に委託する場合には、必ず地方独立行政法人 北松中央病院と個人情報保護に係る契約を結んだ、信頼のある業者に委託します。また職員全員からも誓約書の提出を義務づけております。

8. **お問い合わせ窓口**

当院における個人情報の取り扱いに関しまして、**ご質問等がある場合には地域連携室又は、医療相談室までお尋ね下さい。**

9. 個人情報保護の院内規定の変更

この規定で、不具合が生じ問題が発生した場合は、その都度検討し、患者様の不利にならないように内容の変更をする場合があります。

10. 平成17年4月1日開始 4月20日改正 5月31日改正 平成23年6月6日改正 平成29年10月改正
令和2年8月改正 令和3年4月1日改正

令和7年度	令和8年	令和8年	令和8年	令和8年
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
5.9%	7.4%			

15%以下